

## 公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

### 1. 調達内容

- (1) 調達番号 医病 017
- (2) 調達件名及び数量 統合診療棟会計表示システム導入作業 一式  
(別紙仕様書のとおり)
- (3) 完了期限 令和7年4月30日
- (4) 作業実施場所 国立大学法人大阪大学医学部附属病院

### 2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

### 3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得及び仕様書の交付場所及び問合せ先  
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2番15号  
国立大学法人大阪大学医学部附属病院 管理課 用度第二係  
電話 06-6879-5126
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法  
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限  
令和7年1月31日(金) 17:00  
(郵送又は宅配便により提出する場合は提出期限までに必着のこと。)

### 4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

# 見 積 書

調達番号：医病017

調達件名：統合診療棟会計表示システム導入作業 一式

見積金額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所  
会 社 名  
氏 名  
電話番号

[印]

- ※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- ※ 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- ※ 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

## 仕 様 書

請負の表示 統合診療棟会計表示システム導入作業 一式

1. 受注者は、本仕様書により、作業を実施するものとする。
2. この契約の細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
3. 請負代金は1回払いとし、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
4. 検収は、受注者が提出する報告書に基づいて行うものとする。
5. 作業の実施日は、予め本院職員と協議して定めるものとする。
6. 作業のために受注者の技術員が来院したときは、本院職員に申し出なければならない。帰社の際も同様とする。
7. 作業実施上疑義が生じたときは、その都度、本院職員と協議し、処理するものとする。
8. その他詳細については、本院職員との協議によるものとする。

## I. 請負の概要

統合診療棟開院に向けて会計表示システムを導入し、患者の会計がより円滑に進むようにするものである。

II. 請負の完了期限 令和7年4月30日

III. 請負の実施場所 吹田市山田丘2-15 大阪大学医学部附属病院

## IV. 請負の内容

一般事項 受注者は、別紙2「導入機器一覧」を納品する際は、本院に導入している既存の病院情報システム（日本電気(株)製）を納品した日本電気(株)と連携を図り、作業を滞りなく行うこと。

特記事項 別紙2の機器を導入する際は以下の仕様を満たすよう作業を実施すること。  
(以下、番号は別紙2の物品を示す。)

- 1 1を導入する際は、別紙3の要件をすべて満たすように実装すること。
- 2 9は2と接続し、1階会計、1階会計（特別）、アイセンター（眼科）、総合周産期母子医療センター（産科）の4種類の受付番号を、指定したディスプレイにそれぞれ表示できること。
- 3 会計計算が完了した受付番号は、3の端末をとおして、9のディスプレイに自動で表示すること。  
なお、詳細な画面表示方法については、別紙4「4画面の表示方法」によるものとする。
- 4 3と4、5と6をそれぞれ接続し、4の画面上で、1階会計、1階会計（特別）、アイセンター（眼科）、総合周産期母子医療センター（産科）の4種類の受付番号状況を自由に切り替えて表示できること。  
6については4の画面を参照できること。
- 5 4と6の画面で表示される受付番号は、画面上で、受付済、計算済、受付番号画面表示済などのステータス毎に色分けを行い、視覚的にわかるようにするものであること。
- 6 3については、4のタッチパネル上で自動表示/手動表示の切替が簡単にできること。
- 7 7からは、1つのプリンタで4桁および1階会計、1階会計（特別）、アイセンター（眼科）、総合周産期母子医療センター（産科）からなる異なる4種類の受付番号をそれぞれ印刷できること。
- 8 7は受付番号、患者番号、患者氏名および受付番号案内用ホームページのQRコード、ならびに本院が指定するコメントが表示された受付票を発行できるものとする。
- 9 既存病院情報システムの仮想サーバー上に、会計案内表示システム用の仮想サーバーを構築するものとする。  
なお、構築については、既存病院情報システムと連携を取り構築するものとする。
- 10 各機器については、本院が指定する所定の場所（別紙2のとおり）に設置し、動作確認を行うこと。  
なお、詳細な設置場所については、本院職員と協議の上設置を行うものとする。

その他 会計案内表示システムの導入にあたり、操作方法等についてユーザーに説明を行うものとする。  
操作方法について、マニュアル等を作成し納品を行うものとする。

## 別紙2 導入機器一覧

品名	メーカー	型番	数量	設置場所等	備考
1 MELTHWINDOW 会計待ちソフト	株式会社メルス製	MELTHWINDOW-K	1	外来棟LF医事課情報処理係サーバー室	
2 ディスプレイPC*1	株式会社メルス製/株式会社日本HP製	t430-mel/HP Elite t655 Thin Client	4	統合診療棟1F	
3 呼込端末	株式会社メルス製	JM5000-att-mel	1	統合診療棟1F医事課	
4 15インチタッチパネル	株式会社メルス製	TD1501RW-mel	1	統合診療棟1F医事課	
5 呼込参照(確認)用端末	株式会社メルス製	JM5000-ref-mel	1	統合診療棟1F医事課	
6 18.5インチ液晶ディスプレイ*1	株式会社メルス製/株式会社アイ・オー・データ機器	LCD-AH191EDW-mel/LCD-AH191EDW-AG	1	統合診療棟1F医事課	
7 受付発券プリンタ	株式会社メルス製	TSP143IIILAN WT JP-mel	8	統合診療棟1F医事課6か所、5F総合周 産期母子医療センター受付1か所、6F アイセンター受付1か所、合計8か所	
8 呼込端末・確認用端末LANケーブル3m		KB-T6TS-03N-mel	12		
9 50型大画面液晶ディスプレイ*1	日本電気株式会社製/シャープ株式会社製	LCD-M501-2/PN-HY501	4	統合診療棟1F	
10 壁掛け金具*1	日本電気株式会社製/シャープ株式会社製	ST-TM50/PN-ZK601	4	統合診療棟1F	
11 磁気カードリーダー(USB)	システムギア株式会社製	PDC-30-050-U3	8	統合診療棟1F医事課6か所、5F総合周 産期母子医療センター受付1か所、6F アイセンター受付1か所、合計8か所	

\*1についてはどちらのメーカー製品でも納品可

## 別紙3

### 1.1 基本機能

1.1.1 既存病院情報システムと連携して、50型大画面液晶ディスプレイへ受付番号表示を行えること。

1.1.2 既存病院情報システムの患者情報、会計情報をオンラインで通信すること。

### 1.2 受付機能

1.2.1 既存病院情報システムとの接続により、窓口受付での発番及び会計受付票を発行できること。

### 1.3 呼込端末

1.3.1 呼込端末にて50型大画面液晶ディスプレイの電源のON/OFFができること。

1.3.2 呼込端末にてテロップメッセージ及び、コメント／画像表示及び、音声のマスター登録ができ、必要なときに任意にて選択・設定が可能なこと。

1.3.3 会計受付から支払完了までの患者状況を、画面上で識別表示し確認できること。

1.3.4 該当患者の会計番号及び各状況をリアルタイムに画面上で確認できること。

1.3.5 カレンダー機能を有し、外来休診日は起動しないことができること。また、本院が指定する日を任意で休日に変更できること。

### 1.4 50型大画面液晶ディスプレイ

1.4.1 会計計算処理後の会計受付番号が表示されること。

1.4.2 会計番号を表示する際、段階的または一定間隔で番号表示でき、また表示する番号の時間設定・表示人数を任意で設定・変更ができる機能を有していること。

1.4.3 表示画面デザインレイアウトがNPO法人カラーユニバーサルデザイン機構に認証されたデザイン（色調）がベースになっていること。

1.4.4 丸みを帯びたフォントを採用し、認識性の高いフォントが使用されていること。

1.4.5 画面の表示時間は10～180秒で設定が可能なこと。

1.4.6 番号が更新された際には点滅とチャイムによるお知らせが可能なこと。

1.4.7 画面レイアウトは予め登録されたものから任意にて選択が可能なこと。

1.4.8 画面に表示されている文言は任意による変更が可能なこと。

1.4.9 スケジュール機能を有し、曜日単位、時間単位での表示／非表示の設定が可能なこと。

1.4.10 モニタの焼付防止の工夫がされていること。

1.4.11 既存病院情報システムから計算終了データを受信した際の番号表示について自動表示/手動表示の切替ができること。

1.4.12 会計計算が完了し画面表示されるまでの時間を、1分単位にて1分～15分まで設定できること。

1.4.13 会計待ち時間表示について、自動的に計算し待ち時間を表示させることができること。

- 1.5 テロップメッセージ機能
  - 1.5.1 テロップメッセージは、1文章100文字以上で任意に作成でき、登録件数は無制限の事前登録ができること。
  - 1.5.2 予め雛形として作成できる、テロップマスタ機能を有すること。
  - 1.5.3 スケジュール機能を有し、曜日単位、時間単位での表示／非表示の設定が可能なこと。
  - 1.5.4 テロップメッセージ文字は、表示モニタ単位に指定でき、表示文字色や太字、アンダーラインなどの修飾を文字単位で指定できること。
  - 1.5.5 テロップメッセージの速度は5段階で設定が可能なこと。
- 1.6 インフォメーション表示機能
  - 1.6.1 予め準備された静止画像上に、入力した文字を重ねて表示できる機能を有すること。また、それが任意で設定可能なこと。
  - 1.6.2 予め雛形として作成できる、インフォメーションマスタ機能を有すること。
  - 1.6.3 入力文字は、表示モニタ単位に指定でき、表示文字色や点滅、太字、アンダーラインなどの修飾を文字単位で指定できること。
  - 1.6.4 本院にて作成したイメージファイル(静止画像)を任意で表示する機能を有すること。
  - 1.6.5 画面の表示時間は3～180秒で設定が可能なこと。
  - 1.6.6 スケジュール機能を有し、曜日単位、時間単位での表示／非表示の設定が可能なこと。
  - 1.6.7 静止画像は100件以上登録できること。
  - 1.6.8 静止画像として表示する「\*.bmp」「\*.jpg」ファイルは、画像サイズに関わらず、表示するサイズに自動調整を行い、表示できること。

別紙4 「4画面の表示方法」

4画面の表示方法

各会計番号案内表示方法は下記のとおりとする。

1. 会計番号表示は、1画面で表示画面を切り替えながら表示するものとする。
2. 1画面目については、上部に1001番～〇〇〇〇番までというように会計が完了した番号を表示させること。但し、飛び番号については、「下記の番号の方もお支払いできます。」の下に2×4の8個の枠を設け、そこに順次表示させ、飛び番号でなくなれば、上部の「〇〇〇〇番までに」の欄に自動的に繰り上げ表示が行えるものとする。
3. 2画面目については、飛び番号の9番目以降の番号を表示させるものとする。
4. 2画面目の表示方法は2パターン用意し、パターン①では、4×4の枠を設け、受付が完了した番号を表示させるものとする。
5. 2画面目のパターン②では、1画面目と同様の画面に9番目以降の番号を表示させるものとする。
6. 画面下段には、現在の待ち時間を手動・自動で表示可能とする。
7. 表示方法のイメージ図は下記のとおりとする。
8. その他詳細の画面表示方法については、本院職員と協議の上決定するものとする。

- 1 台目 1階会計                      3 台目 アイセンター（眼科）  
 2 台目 1階会計（特別）          4 台目 総合周産期母子医療センター（産科）

下記の番号の方が埋まった場合、画面を切り替えて表示させる。

**パターン①**

**画面①**

1001番～ 〇〇〇〇番まで				お支払い できます。
下記の番号の方もお支払い出来ます。				
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	切り替え
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
現在の待ち時間 〇〇 分です				

**画面②**

下記の番号の方もお支払い出来ます。				
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	切り替え
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	切り替え
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
現在の待ち時間 〇〇 分です				

**パターン②**

**画面①**

1001番～ 〇〇〇〇番まで				お支払い できます。
下記の番号の方もお支払い出来ます。				
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	切り替え
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
現在の待ち時間 〇〇 分です				

**画面②**

1001番～ 〇〇〇〇番まで				お支払い できます。
下記の番号の方もお支払い出来ます。				
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	切り替え
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
現在の待ち時間 〇〇 分です				

## 請負契約書案

請負の表示 統合診療棟会計表示システム導入作業 一式

請負代金額 金 円也（うち消費税額及び地方消費税額 円）

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学医学部附属病院病院長 野々村 祝夫 と受注者 との間において、上記の請負業務（以下「業務」という。）について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別紙1「仕様書」に基づいて、業務を行うものとする。

第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙5「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。

第4条 業務は、国立大学法人大阪大学医学部附属病院において、これをするものとする。

第5条 完了期限は、令和7年4月30日までとする。

第6条 受注者は発注者に対し、業務完了後、完了通知書及び作業報告書を国立大学法人大阪大学医学部附属病院管理課用度第二係に送付するものとする。

第7条 請負代金は、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第8条 契約保証金は免除する。

第9条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第10条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁判により、これを解決するものとする。

第11条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者 吹田市山田丘2番15号  
国立大学法人大阪大学医学部附属病院  
病院長 野々村 祝夫

受注者

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者(以下「受注者」という。)は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。